

## 1. 事件の概要

国及び県から補助を受けて実施している地籍調査事業において、平成 27 年度事業については、補助金 2,680,500 円の交付決定を受け、事業を進めるべきところでしたが、実績報告をする段階で、事業が完了していないことが判明し、補助事業が廃止となりました。それに伴って、地籍調査事業について、過去 5 か年を遡って再点検した結果、平成 26 年度に実施した事業において、事業未完了であるにもかかわらず、補助金 1,020,000 円を受給していました。

## 2. 関係者の処分状況

### (1) 懲戒処分の内容

当時の所属等	現所属等	年齢	懲戒処分の内容
総務課 管財係主査	住民税務課税務係主査	35	停職 2 月
総務課管財係長	議会事務局参事	55	減給 1/10 1 月
総務課課長補佐 管財係長	総務課管財係主査	60	減給 1/10 1 月
総務課課長補佐 庶務係長	総合政策課参事	54	戒告
総務課長	総務課参事	58	戒告

### (2) 処分の理由

#### 【住民税務課税務係主査 35 歳男性】

平成 26 年度から 27 年度にかけ、総務課管財係主査として担当していた地籍調査事業（海瀬 5 区、大日向 23 区）において、自ら実施しなければならない工程をほとんど進めず、これにより受託者が行うべき工程に遅れが生じ、事業の完了が困難になった。また、適切な対処をせず、平成 26 年度には、未完了のまま県へ実績報告を行い、補助金の交付を受けてしまった。平成 27 年度事業については、県へ補助金交付の取り下げとなった。

#### 【管財係長であった職員】

議会事務局参事及び総務課管財係主査においては、当時、管財係長として地籍調査事業を統括し、部下職員を直接指導する立場であったにもかかわらず、部下職員の不適切な事務処理を防ぐことができなかった。

#### 【総務課長補佐・総務課長であった職員】

総合政策課参事及び総務課参事については、当時、課長補佐及び課長として地籍調査事業の実施に当たり、課の責任者として、部下職員を指導する立場であったにもかかわらず、部下職員の不適切な事務処理を防ぐことができなかった。

### 3. 対応策

今回のような事案が再発しないようにするには、原因を再度見直すとともに、次の内容を進めることによって、具体的な方法で対応できるよう早急に検討します。

- 町は、人事評価制度を導入したことによる、「業務の進捗状況ヒアリング」をして、それぞれの職員に対して指導していきます。
- 一つの業務を職員一人に任せない体制づくりを構築します。
- 仕事の状況を上司や周りの職員に「報告」「連絡」「相談」できるシステムの再構築をします。

### 4. 町長等自らの責任について

今回の不祥事が国、長野県の関係職員並びに町民の皆様に多大な不信感を与えたことは極めて遺憾に感ずるところであるとともに、管理者としてその責任を重く受け止めており、自らの給料の減額を行う予定であります。また副町長においても、同様の立場から給料の減額を行う予定であります。6月の定例議会において特別職の給与に関わる条例の改正案を上程してまいります。